

令和4年度国土交通省関係第2次補正予算  
モーダルシフト等推進事業費補助金  
(コンテナ専用トラック等導入事業)

# 応募申請に関するご説明 (二次募集)

令和5年11月



一般財団法人  
環境優良車普及機構



# 本説明資料について

- 本説明資料は、申請のポイントや注意していただきたい内容を掲載しています。
- 本補助事業に応募される方は、公募要領（二次募集）をご確認くださいませよう、お願いいたします。
- 申請書類は、ホームページからダウンロードして、ご使用ください。
- なお、補助事業として採択された場合には、モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付規程（令和5年8月2日環物流第5-042号）（以下「交付規程」という。）に従い、補助事業の**申請手続き等を行っていただきます**。
- 不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

## 【本件に関する問い合わせ先】

一般財団法人環境優良車普及機構  
補助事業執行部

TEL : 03-5341-4728

FAX : 03-5341-4729

e-mail : [butsuryu@levo.or.jp](mailto:butsuryu@levo.or.jp)

# 本補助事業に応募される皆様へ

補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、補助金に対し応募申請をされる方、及び申請後に採択され補助金の交付決定を受けられる方におかれてましては、以下の点につきまして、十分にご理解いただいたうえで、申請してください。

1. 申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に**虚偽の記述を行わない**でください。
2. **補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分**（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）**しようとするときは、事前に処分内容等について国土交通大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければなりません**。なお、国土交通省は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に、必要に応じて、現地調査等を実施します。
4. 補助事業に関し**不正行為が認められたときは**、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、解除対象となった額を**返還していただく**こととなります。
5. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第33条において、違反者に刑事罰を科す旨が規定されています。
6. 補助金の申請ができる者は、公募要領の別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者です。
7. 補助事業に係る資料等は、事業完了の日の属する年度の終了後**5年間、保存**してください。

# 応募に際しての基本的要件について

- 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- 実施計画書兼実施報告書及び経費内訳兼経費所要額精算調書に、申請者等の概要、目的、導入するコンテナ専用トラック等の概要及び経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、**国からの他の補助金**（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）**を受けていないこと。**
- 公募要領の別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

# 補助事業の概要について①

## 【対象事業の要件】

貨物鉄道又は内航船舶を利用して運送する貨物の集貨及び配達を行う第二種貨物利用運送事業者等によるコンテナ専用トラック等の導入を行うための事業であること。

## 【補助対象設備等】

- ・ **公募開始日（令和5年11月8日）以降に登録（新車を新規登録するものに限る。）されたコンテナ専用トラック等の緊締装置**
  - ※コンテナサイズ12、20、31、40フィートのいずれかのコンテナを積載できるものに限ります。
  - ※申請日までに決済されない手形や、割賦といった購入形態は補助対象外となります。
  - ※前回の応募申請期間中に申請した事業者のうち、同期間に複数のコンテナ専用トラックの緊締装置を導入した事業者については、令和5年8月4日（金）から令和5年9月29日（金）までに新規登録されたものを補助対象設備としますので、当機構へ別途お問い合わせください。
- ・ **公募開始日（令和5年11月8日）以降に登録（新車を新規登録するものに限る。）された緊締装置付きコンテナトレーラ**
  - ※コンテナサイズ12、20、31、40フィートのいずれかのコンテナを積載できるものに限ります。
  - ※申請日までに決済されない手形や、割賦といった購入形態は補助対象外となります。
  - ※前回の応募申請期間中に申請した事業者のうち、同期間に複数の緊締装置付きコンテナトレーラを導入した事業者については、令和5年8月4日（金）から令和5年9月29日（金）までに新規登録されたものを補助対象設備としますので、当機構へ別途お問い合わせください。

## 【補助金の応募申請できる者】

- ・ 貨物鉄道又は内航船舶を利用して運送する貨物の集貨及び配達を行う第二種貨物利用運送事業者
- ・ 貨物鉄道又は内航船舶を利用して運送する貨物の集貨及び配達を行う第二種貨物利用運送事業者から集配の委託を受けた貨物自動車運送事業者
- ・ 上記の者に補助対象設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

## 補助事業の概要について②

### 【補助対象経費】

- 公募開始日（令和5年11月8日）以降に登録（新車を新規登録するものに限る。）されたコンテナ専用トラック等の緊締装置の架装に必要な経費 ※登録諸費用等は除く
- 公募開始日（令和5年11月8日）以降に登録（新車を新規登録するものに限る。）された緊締装置付きコンテナトレーラ導入経費 ※登録諸費用等は除く

### 【補助金の交付額及び申請台数】

- 交付額は、原則として補助対象経費の2分の1以内の額（上限は200万円）  
なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても、対象となります。
- 申請台数は、原則として**1事業者（ファイナンスリースの場合は貸渡し先事業者）につき、合計10台までとします。**

**※ 補助対象となる事業に適合する申請であっても、申請状況によっては、補助金額の減額又は不採択とする場合があります。**

### 【補助事業期間】

原則として単年度

# 補助事業の採択について

公募を行い、申請者より提出された実施計画書兼実施報告書等をもとに、

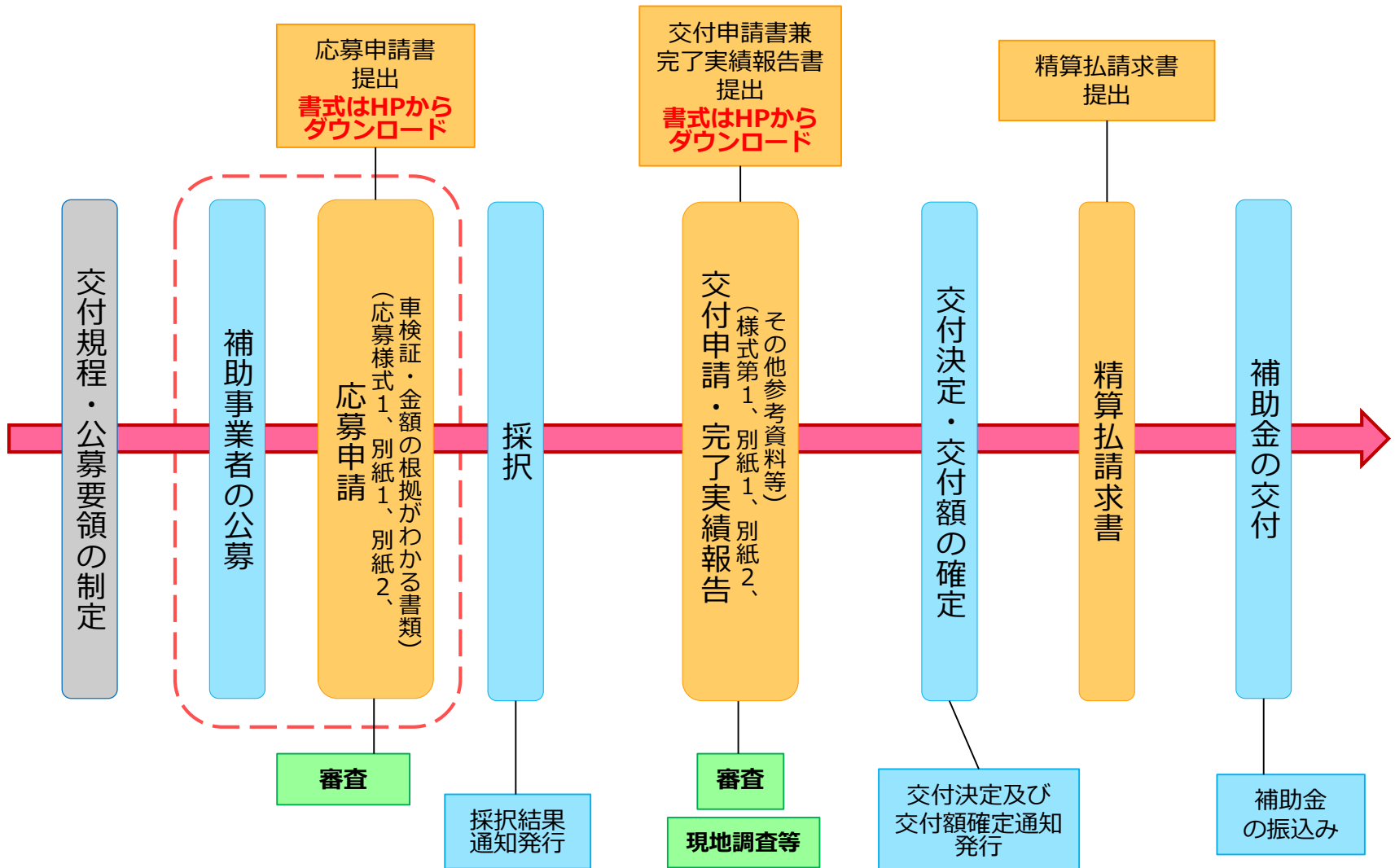
- 申請者等の概要
- 申請の目的等、事業の概要
- 導入するコンテナ専用トラック等の仕様
- 事業実施完了日
- 必要書類の提出

等について審査を行い、予算の範囲内で補助事業を採択します。審査項目は公募要領に掲載していますので、参考としてください。なお、応募に際しての基本的要件に適合しない申請等の要件を満たさない申請については、審査の対象外となりますので、ご承知おきください。

## 【注意】

- ・ 採択を受けた後、**交付申請書兼完了実績報告書類を提出**してください。
- ・ 機構は、交付申請書兼完了実績報告書類を審査のうえ、**交付決定・交付額を通知**します。
- ・ 原則として**公募開始日（令和5年11月8日）より前に登録された**補助対象設備等の経費は、**補助対象になりません。**

# 補助金応募申請から採択・補助金交付までの流れ



公募期間（上記破線部分）  
令和5年11月8日～令和6年1月19日

機構（LEVO）

申請者



# 補助事業における留意事項について

## 【補助事業明示プレート】

**補助事業により納品された設備・機器等には、国土交通省補助事業である旨を明示**すること。

## 【設備・機器の写真】

設備・機器導入の事業の写真アルバムの作成にあたっては、設備・機器全体、正面、側面、後面（車両はナンバープレート撮影）、仕様内容記載部分（コーションプレート、シリアルナンバー等）などを写真撮影すること。

## 【補助対象経費と対象外経費の区分】

総事業費中の補助対象経費と補助対象外経費は明確にすること。

## 【経理書類の保管】

**経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理**し、補助事業の完了日を含む年度の終了後、5年間保存

## 【取得財産の管理】

補助事業により取得、または効用が増加した財産について、**取得財産等管理台帳を整備し、管理状況を明らかにしておく**。それらの財産について、処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は事前に大臣に申請・承認が必要となる。

# 応募申請書のダウンロード先について

申請書は、ホームページからダウンロードしてください。

LEVOの事業

- 低炭素型ディーゼルトラック普及
- 社会変革と物流脱炭素化 他
- 空港・港湾における脱炭素化
- 国交省・令和4年度補正予算
- 環境対応車導入事業
- 車両動態管理システムのリス
- 環境機器一般リース事業
- エコドライブ総合診断事業
- 国交省・運行管理高度化
- 国交省・過労運転防止
- LEVO自動車環境講座

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)

>> 詳細情報

令和4年度補正予算 国土交通省事業

令和4年度補正予算 モーダルシフトコンテナ専用トラック等導入事業

>> 詳細情報

社会変革と物流脱炭素化促進事業 他

社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術等導入促進事業

自営型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

>> 詳細情報

空港・港湾における脱炭素化促進事業

空港・港湾分野における脱炭素化促進事業

令和4年度空港における脱炭素化促進事業

令和5年度空港・港湾分野における脱炭素化促進事業

>> 詳細情報

一般財団法人環境優良車普及機構 コンテナ専用トラック等導入事業のページ

LEVO

HOME

Home > コンテナ専用トラック等導入事業

令和4年度補正予算

補助事業の概要

コンテナ専用トラック等事業

PDF形式のファイルをご覧になるためには、Adobe Readerアドビ・リーダー（無償）が必要です

一般財団法人環境優良車普及機構では、国土交通省等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）

③ アイコンをクリックすると応募申請書類がダウンロードできます

応募申請書類	書類名
応募様式1 応募申請書	
別紙1 実施計画書兼実施報告書	
別紙2 経費内訳兼経費所要額精算調書	
応募様式1-2 応募申請書(共同事業者用)	

① 環境優良車普及機構 TOPページ  
令和4年度補正予算 国土交通省事業  
>> 詳細情報 をクリックします

# 応募申請書類と提出先について

## 【申請書類の提出方法】

- ・ **以下のアからエまでの**申請書類を、電子メールにより提出してください。
- ・ メール件名に、以下の例のように必ず【応募申請】法人名を記入してください。  
メール件名記入例 「【応募申請】〇〇〇〇株式会社」
- ・ 提出先E-mailアドレス `butsuryu@levo.or.jp`

### ア 応募申請書【応募様式1】

※共同申請者は【応募様式1-2】

### イ 実施計画書兼実施報告書【応募様式1 別紙1】

※実施計画書兼実施報告書における各欄は必ず記載（☑はチェックを）し、漏れのないようにしてください。

※4. 事業実施完了日における「自動車検査証（車検証（電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」））」の写しを添付してください。

### ウ 経費内訳兼経費所要額精算調書【応募様式1 別紙2】

※経費内訳兼経費所要額精算調書の「補助対象経費支出額」の根拠がわかる書類（請求内訳書等、補助対象経費の内訳がわかる明細書で、**補助対象経費の積算費目が明らかにわかるようマーキングした資料**）を添付してください。

### エ その他参考資料

# ご質問について

ホームページから質問用紙をダウンロードして、質問事項をご記入いただき、以下の問い合わせ先までメールにてお尋ねください。

## お問合せ

お問い合わせは、必ず **質問用紙をダウンロード** し、必要事項をご記入の上、電子メール ([butsuryu@levo.or.jp](mailto:butsuryu@levo.or.jp)) でお問い合わせください。メールの件名は「【質問】〇〇〇〇株式会社」としてください。

### 【問い合わせ先】

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル6F

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部

・電話 : 03-5341-4728

・FAX : 03-5341-4729

・メールアドレス : [butsuryu@levo.or.jp](mailto:butsuryu@levo.or.jp)

## 【 質 問 用 紙 】

・必要事項をご記入後、メール送信をお願いいたします。(送信先:butsuryu@levo.or.jp)





・メール送信時の件名は、「物流分野補助事業に係る質問について」とご記入願います。

事業者名				質問日	
氏名	電話番号		E-mail		
事業別				質問項目	
質問内容					
回答日		回答者			
回答					

# よくある質問（Q&A）について

本補助金に関する、よくある質問（Q&A）をホームページに掲載しています。ご参照ください。

## 交付規程・公募要領・交付要綱・実施要領・Q&A

書類名	
モーダルシフト等推進事業費補助金 （コンテナ専用トラック等導入事業）交付規程	
令和4年度モーダルシフト等推進事業費補助金 （コンテナ専用トラック等導入事業）公募要領【二次募集】	
<参考> モーダルシフト等推進事業費補助金（コンテナ専用トラック等導入事業）交付要綱	
<参考> コンテナ専用トラック等導入事業 実施要領	
よくある質問（Q&A）	